

士別地区消費者教育 支援プログラム

中学生の発達段階に応じた教育の確保、研修の充実、人材の活用など、学校の消費者教育を推進するための体験型「消費者教育支援プログラム」です

士別地区広域消費生活センター

中学校実施要項
(2023年度)

消費者教育支援プログラム

目 次

■実施要項(中学校)	P1～P4
■支援プログラム(中学校)	P5～P7
■授業案内「消費者教育を体験しよう！」	P8～P21
授業指導案	
授業案内「インターネット・スマホのモラル授業」紹介	
■2022年度消費者教育授業風景	P22～P25
■2022年度実績報告	P26～P31
■申込み書	

2023 年度士別地区消費者教育支援プログラム

中学校実施要項

- 1. 要 旨**

当市では小中高生の発達段階に応じた教育の確保、研修の充実、人材の活用など、学校における消費者教育を推進するための「消費者教育支援プログラム」を策定しました。

この授業プログラムを実践し、児童・生徒が消費生活及び社会問題等の学習をとおり生涯にわたり賢い消費者への一歩を踏み出し、良き社会人・家庭人・職業人となることを目的とします。
- 2. 連絡会議**

支援プログラムを円滑に進めるため、必要に応じ二者による連絡会議を開催し協議・調整を図ります。

 - ①実施学校(各学校毎)
 - ②士別地区広域消費生活センター
- 3. 申込窓口・実施機関**

士別市役所内（士別地区広域消費生活センター）
〒095-8686 士別市東 6 条 4 丁目
電話 23-3820・26-7736(直通)・FAX 23-4790
e-mail kurashianzenka@city.shibetsu.lg.jp
- 4. 派遣費用** 無料 ※資材が必要な場合は費用が発生する場合があります
- 5. 支援プログラム一覧**
 - 教科の選択 次の支援プログラムの中から各学校が選択します。
他に希望のある時は別途協議となります。
 - 講師の決定 士別市消費生活相談員以外の講師については、回数に制限があり重複時等は別途協議となります。
 - 使用する資料 「くらしのノート」(中・高校生版)
発行：士別地区広域消費生活センター(令和3年度改訂版)
教科書・その他教材
 - 担当する講師 ①年間を通し派遣可能
士別市消費生活相談員
②要調整・協議
外部講師

■中学生の領域別消費者教育の目標

【特徴】 行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決能力の理解が望まれる時期

重点領域		目標
消費者市民社会の構築	消費者がもつ影響力の理解	消費行動が環境や経済に与える影響を考えよう
	持続可能な消費の実践	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう
	消費者の参画・協働	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう
商品等の安全	商品の安全の理解と危険を回避する能力	危険を回避し、商品を安全に使う手段を知り、使おう
	トラブル対応能力	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう
生活の管理と契約	選択し契約することへの理解と考える態度	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう
	生活を設計管理する能力	消費に関する生活管理の技能を活用しよう
		計画的な買い物や貯金をしよう
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身につけよう
	情報社会のルールや情報モラルの理解	著作権や発信した情報への責任を知ろう
	消費生活情報に関する批判的思考力	消費生活情報の評価、選択を通じ、意思決定の大切さを知ろう

【領域】 消費者教育における全体像・体系的関係が見通せるように定義させた消費者教育における分野です。

【消費者市民社会の構築】

- ・自らの消費が環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、他者に影響を及ぼしうるものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択する力
- ・持続可能な社会の必要性に気づき、その実現に向けて多くの人々と協力して取り込むことができる力
- ・消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸問題の解決のために行動できる力

(2) 中学校

■「安全」に関する目標と学習内容

- 商品(食品を含む)の安全性等に関する情報を確認し、生命・健康への影響に配慮して、商品を選択・利用できる。
- 商品による事故・危害に適切な対処ができる。
- 安全に暮らせる社会を目指し、消費者の安全を確保するために協力して取り組むことができる。

具体的な目標	学習内容
①日用の商品のマークや品質表示などの意味を理解して、集めた情報の中から、安全な商品を選び適切な扱いができる	<ul style="list-style-type: none"> 製品の正しい使用方法やマーク等を無視した誤った使用は危険である事を理解する 製品に付与された安全のマーク(SG マークなど)や警告マークの意味や特徴などについて理解する 食品表示(JAS マーク)や、アレルギー物質などに関する正しい知識を理解する 食品表示の安全について興味関心を持つ 防災製品など、安全を守るための様々な製品の存在を知り、使い方を身につける
②日用の商品による事故・危害に応じた相談機関を利用できる	<ul style="list-style-type: none"> 安全に問題がある製品や食品等に接した場合、身近な人に相談する習慣を身につける 製品の安全に関する相談機関や PL センター等の存在や役割を理解する 安全に問題がある製品や食品等に接した場合、クレームを出すことができることを理解する
③商品の安全性、消費者の安全を確保するための取り組みを知り、法律や制度に関心を持つことができる	<ul style="list-style-type: none"> 製品の安全を確保するための取り組みや法制度(製造物責任法)について興味を持つ 法律や制度が遵守されない場合、被害が発生することを理解する

■「契約・取引」に関する目標と学習内容

- 自己の必要性を満たすために、適切に判断し、合理的な選択ができる。
- 家計を適切に管理し、合理的な生活設計やお金の使い方ができる。
- 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。
- トラブルにあったときに適切な対処ができるとともに、安心して契約・取引ができる社会を目指し、協力して必要な取り組みができる。

具体的な目標	学習内容
①日用の商品を買う時に、必要性や価格・品質などを比較検討して選択できる	<ul style="list-style-type: none"> 身の回りの商品を買うときに必要なものと、必ずしも必要ではないが欲しい物を分別する習慣を身につける 身の回りの商品について必要性や付加価値等の費用対効果を検討する習慣を身につける 必要性や欲求の度合いに応じて商品を探し、価格や品質の関係を考える習慣を身につける
②家計や将来の生活を考えて、買い物の購入計画を立てたり、貯金などを有効に活用できる	<ul style="list-style-type: none"> お金について、計画的な使い道を考えて使用する習慣を身につける 生活設計をしっかりと立て、預貯金やローンを適切に活用することの大切さを理解する 生活上のリスクを知るとともに、保険の活用を理解する 株式など金融商品について、特徴やリスクとリターンについて理解する
③契約の意味と基本的なルールや仕組み(契約当事者としての権利と義務等)を理解し、適切な消費行動ができる	<ul style="list-style-type: none"> 契約の意味や基本的な法律(消費者契約法等)について理解する お金の役割や契約、カード・金利など、現代社会における金融経済の仕組みの基礎を理解する
④契約・取引のトラブルに遭ったときに、消費者消費者のための法律・制度を活用したり、身近な人や相談機関に相談することができる	<ul style="list-style-type: none"> 契約・取引でトラブルに遭ったときや不安を感じた際、身近な人に相談する習慣を身につける 契約・取引に関するトラブルの際、相談する機関が存在することを理解する

■「情報」に関する目標と学習内容

- 情報通信を消費生活の向上に役立てることができる。
- 個人情報適切に管理し、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる。
- 知的財産権に配慮して、他人の創作物などを利用できる。

具体的な目標	学習内容
①情報通信の利便性を理解し、情報の収集・発信などの際に情報通信を適切に活用できる	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやインターネット機器を活用した情報通信の基礎を理解し、情報収集する力を身につける ・情報通信の利便性ととも、危険性を理解する ・情報通信等を通じて、個人や組織の情報発信や意思疎通を図ることができることを理解し、その技能を身につける ・インターネットを利用する際の最低限知っておくべきルールやマナーを身につける
②情報の収集・発信の際に起こる問題や解決方法などを理解して、個人情報を適切に管理し、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の個人情報を守る意識を身につける ・情報通信の利便性ととも、危険性を理解する ・インターネットを利用する際の自他の権利などの法律や制度等を理解する
③作品や商品には知的財産権があり、法律で保護されていることを理解し、知的財産権に配慮し他人の創作物などを利用できる	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権について、基礎的な概念を理解する ・インターネット等の情報通信を利用する際に、知的財産に権関する注意点を理解する ・インターネット上のコピーの法的規制や、偽ブランドの違法性など、生活の中の知的財産権について考える習慣を身につける

■「環境」に関する目標と学習内容

- 商品の購入段階において、商品の環境に関する情報を確認し、環境への影響に配慮した商品を選択できる。
- 商品の使用・廃棄段階において、物を大切にするとともに、消費生活が環境に及ぼす影響を認識し、適切な対処ができる。
- 持続可能な社会を目指し、消費生活に関わる環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。

具体的な目標	学習内容
①日用の商品のマークや品質表示などの意味を理解し、環境に配慮した商品を選ぶことができる	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した商品の分類や表示マークの特徴や意味を知り、その商品が環境に対してどのような効果や影響を及ぼしているのかを理解する ・日用品を提供する企業の環境への取り組みについて知り、環境に配慮した製品について理解する
②消費生活が環境に影響を及ぼす影響を理解し、日用の商品の使用・廃棄について適切な対処ができる	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活と環境との関係性や商品の適切な使用・廃棄方法を身につけるとともに、それが環境に対してどのような影響を及ぼすのかを理解する。 ・省エネに配慮した商品の使用やごみの分別など日常生活での環境に配慮した習慣を身につける。 ・循環型社会を形成するために必要な3R(リデュース・リユース・リサイクル)の原則を理解する ・ライフサイクルアセスメントの考えを理解する
③身の回りで取り組まれている環境保全活動の方法を話し合ったり、参加したりすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で行われている様々な環境保全活動に興味を持つ ・身の回りで取り組まれている環境保全活動のうち、興味ある分野に参加する習慣を身につける
④国内や国際的・地球規模の環境問題と消費生活との関連に関心をもち、それらに関わる環境保全活動に参加・協力できる	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の社会的責任や環境問題に対する情報を収集し、取り組み内容の必要性を理解する ・地域の環境問題に関する社会的な取り組みの必要性を理解する ・また興味のある分野の活動に参加する習慣を身につける ・環境問題に関する講座や環境に関するボランティア活動などにおいて、環境問題に対する社会的な取り組みの必要性を理解し、次世代へのつながりの重要性を理解する

士別地区消費者教育支援プログラム(中学校)

■士別市消費生活相談員が講師を担当するプログラム

No.	授業内容		形態・資料・教材	時限	対象学年	予定講師
1	●私たちはみんな消費者です！ 消費者の「権利」と「責任」 契約について	契約 取引 情報	★教材学習（パワーポイント） くらしのノート：P4～P9 【教科書】技術・家庭：家庭分野 P230～231・250～255 公民 P132～133	1～2	1～3学年 PTA・教 員・生徒合 同研修会	市消費生 活相談員
	●契約ってなんだろう 君ならどうするこんな時 契約の仕組みと悪質商法		★教材学習（クイズ学習・グループレイン グ）くらしのノート P6～P21 【教科書】技術・家庭：家庭分野 P234 ～P239 公民 P132～133			
	●悪質商法の被害者になら ないために「悪質商法対策 ゲーム」		★教材学習 くらしのノート P6～P21 【教科書】技術・家庭：家庭分野 P246～251			
	●見えない相手にご用心 ネット被害にあわないため に		★教材学習（ビデオ・グループレイン グ学習）・くらしのノート P14～P21 【教科書】技術・家庭：家庭分野 P235・ 公民 P6・16～17			
2	●お金について考えてみよ う 販売方法と支払い方法 ローン・クレジットの仕組 み	契約 取引	★パワーポイント学習 くらしのノート P22～P29 【教科書】技術・家庭：家庭分野 P232～243 公民 P130～131	1～2	1～3学年 PTA・教 員・生徒合 同研修会	市消費生 活相談員 銀行協会
3	●食生活の安全 「食品成分と表示」 清涼飲料水の着色料・お菓 子の食品添加物・アレルギー ー表示を調べてみよう！	(食) 安全 契約 取引 情報	★食品簡易実験 くらしのノート P34～P43 【教科書】技術・家庭：家庭分野 P98～105	1～2	1～3学年 PTA・教 員・生徒合 同研修会	市消費生 活相談員
	●食生活の安全 「食品成分と表示」 清涼飲料水を作ってみよ う！バランスを考えた食生 活～栄養素の種類と特徴		★食品簡易実験 【くらしのノート】 P34～P45 【教科書】技術・家庭：家庭分野 P72～95・P98～105			
4	●守ろう環境・生かそう資 源 買い物ゲーム～買い物上手 はエコ上手～環境問題「3R と省エネルギー」	環境 契約 取引	★教材学習「買い物ゲーム」 くらしのノート P46～P54 【教科書】技術・家庭：家庭分野 P245・P256～263	1～2	1～3学年 PTA・教 員・生徒合 同研修会	市消費生 活相談員

■外部講師プログラム

No.	授業内容		形態・資料・教材	時限	対象学年	予定講師
5	●安全・安心な生活のために 製品事故を防ごう・事故を防ぐためのマーク	安全	★製品実験 くらしのノートP30～P33 【教科書】技術・家庭：家庭分野P244	1～2	1～3学年 PTA・教員・生徒合同研修会	道立消費生活センター・製品評価技術基盤機構ほか
6	●安全・安心な生活のために 望ましい食習慣を目指した「塩分摂取」の実験	(食)安全	★食品実験 くらしのノートP44～P45	1～2		道立消費生活センター
7	●健康な食生活を送るために「望ましい食習慣を目指して」	安全	★専門家による講義 くらしのノートP44～P45 【教科書】技術・家庭：家庭分野P72～95	1～2	1～3学年	保健所・保健福祉センター
8	●独占禁止法教室 私たちの暮らしと市場経済競争の役割	安全 契約 取引	★ゲーム・グループディスカッション形式 【教科書】 公民P134～137	1～2	2～3学年	公正取引委員会事務総局北海道事務所
9	●株式会社の仕組みと証券市場 ●社会や経済の動きと株価 経済や株式の仕組みをロールプレイングを交え実施		★ボードゲーム『ブルサ』 ★株式学習ゲーム 【教科書】公民P138～141	1～2	1～3学年	日本取引所グループ（東京証券取引所）CSR推進室
10	●衣類の手入れと表示 繊維の燃焼実験 洗剤（界面活性剤）の性質実験		★製品簡易実験 くらしのノートP33 【教科書】技術・家庭：家庭分野P174～181	1～2	1～3学年	ライオン(株)・道立消費生活センター・市消費生活相談員
11	●ケータイ安全教室	安全 情報	くらしのノートP14～P21 【教科書】技術・家庭：家庭分野P235・248～249 公民P16～17	1～2	1～3学年	携帯電話会社・市消費生活相談員
12	●あかりのエコ教室 自分たちであかりの省エネ（白熱・蛍光・LED電球）	安全 環境	★実験学習：手回し発電機を使った電球の実験 【教科書】技術・家庭：家庭分野P258～263	1～2	1～3学年	家電メーカー
13	●エコと太陽光発電教室 太陽光発電と私たちの生活	安全 環境	★実験学習：太陽電池の観察実験 【教科書】技術・家庭：家庭分野P256～259	1～2	1～3学年	家電メーカー
14	●はじめよう！エシカル消費 持続可能な開発目標(SDGs)	安全 環境	★専門家による講義 ★教材学習 くらしのノートP46～P54 【教科書】技術・家庭：家庭分野P258～263	1～2	1～3学年	・道立消費生活センター・専門家

No.	授業内容		形態・資料・教材	時限	対象学年	予定講師
15	●震災の食事を考える ～いざという時の知恵を学ぼう！～	安全 環境	★体験学習 震災時の行動学習と、カ レーライスづくり体験 【教科書】技術・家庭：家庭 分野 P218～221	120 分	1～3学年 PTA・教 員・生徒合 同研修会	士別市危機対策担 当・専門家

■特別授業

No.	授業内容		形態・資料・教材	時限	対象学年	予定講師
16	●インターネット・携帯電話の知識 (専門家による特別授業)(希望学 校を巡回・回数に制限あり) とき：10月18日(水)～20 日(金)・10月25日(水)～ 27日(金)	契約 取引 情報	★専門家による 講義 ★オンライン授 業 くらしのノート P14～P21	1～2	1～3学年 PTA・教 員・生徒合 同研修会	インターネット・携 帯電話専門家外部 講師

■支援プログラム活用教材

No.1	「契約ってなんだろう」 パワーポイント	契約の仕組みを知り、インターネットトラブルや悪質商法手口の 対処法を学びます。
	契約クイズ	クイズを通して契約や必要な法律(クーリング・オフ・消費者契約 法)を学びます。
	悪質商法対策ゲーム 消費者アクションゲーム (公益財団法人 消費者教育支援セン ター)作成	悪質商法の事例と対処・対策についてカードを用いて手口を知り、 ボードゲームを楽しみながら学べる教材です。
	ビデオ 「しまった！こまった！だまされた!？」 (公益社団法人 全国消費生活相談員 協会)作成	各エピソードで、インターネットを安全に使うための対策などを 解説。 アニメビデオを見て、契約トラブル事例と対処方法を学び、みん なで考える学習です。「ネットのトラブル(ショッピング・オー クション・ワンクリック請求)」編・「マルチ商法」編
No.3	食品実験「着色料抽出実験」	加工された食品には、味や見栄えをよくするなど「食品添加物」 が使われています。食品添加物の1つに目に見える「着色料」が あり、特性テストからその目的や必要性について抽出実験を通し て学びます。
	食品実験「清涼飲料水簡易実験」	清涼飲料水にどの程度砂糖が入っているか、甘さが同じであって も酸味や炭酸を加えたとき、冷やした時の変化を実験を通して学 びます。
No.4	買い物ゲーム ～買い物ゲームはエコ上手～ (株)ダイナックス都市環境研究所・沖 縄リサイクル運動市民の会 作成	相談員手作りの「グリコンスーパー」を教室に持ち込みます。環 境に配慮したお買い物をする事でグリーンコンシューマーを育 てます。

「消費者教育を体験しよう！！」 中学校での消費者教育出前講座のご案内

士別地区広域消費生活センターでは、判断力のある自立した消費者を育むため、消費者教育を支援しています。学校における消費者支援事業においては、「児童生徒自身が消費者であり、権利や責任について学び、自分たちが社会の中で今後大きな役割を担っていくということを自覚させる」をテーマに、出前講座を実施しています。



(プログラム No. 1)

■ 契約ってなあに？ 悪質商法ってなあに？

パワーポイントを使用したクイズなどで、「契約は気付かないところで、すぐ身の回りにあること」や「契約についての消費者の権利や責任」を分かりやすく説明します。また、生徒が巻き込まれやすいインターネットや携帯電話のトラブルや悪質商法についてロールプレイングなどでその事例を学び、問題点や解決方法を自分たちで導き出します。さらに、契約する際に本当に必要かどうかの判断が重要であることも学習します。



- ・「くらしのノート 中・高生用」(令和3年度改訂版)
- ・クリアファイル「クーリング・オフを活用しよう」



2021年に士別地区広域消費生活センターが作成した副読本「くらしのノート」、クリアファイル「クーリング・オフを活用しよう！」最新の士別市の相談事例「士別！くらしねっと情報」などを用いて学習します。

■指導内容「契約って何だろう！契約の仕組みと悪質商法」(ロールプレイング)

中学生100分授業 プログラムNo.1

- 若者が被害にあうことが多い悪質商法の事例を紹介し、なぜ被害に遭ってしまったのかを考察する
- 悪質商法に対する消費者の基本的な対処・対策である未成年者契約、クーリング・オフ制度、消費生活センターの役割を知り、今後の契約やトラブル防止に役立てる
- インターネットは便利だが、トラブルに巻き込まれる危険性があることを認識させる
- 「ロールプレイング」を実施し消費者特に若者が巻き込まれやすい悪質商法・契約トラブルを知り、その特徴や問題点に気づく
- 自分ならどうするか、トラブルの回避方法と対処方法を考えさせ、消費者として合理的に行動する態度を養う

学習過程	時間	学習内容	指導上の留意点	効果	備考	
導入	10分	契約について知っていることを発表する	契約の理解度を確認する やってみよう！トラブルに合ちゃう度テスト	契約について、自らの経験・印象・知識を意欲的に発言する トラブルへの危機感を確認する		
展開	40分	・契約のしくみ 契約とは何だろう？ ※パワーポインターを使用 ※契約クイズ	「契約」とは「申し込み」に対して「承諾」しお互いの意思が一致(合致)した場合にできる「法的な責任が生じる約束事」 契約とは、当事者間の約束を意味し、物を買うのも借りるのも、洋服を買ったり(売買契約)バスに乗ったり(旅客運送契約)DVDを借りたり(賃貸借契約)するのも全て契約である。 私たちの周りには契約がいっぱいであり生活の多くは「契約」で成り立っている。	中学生になると、購入の範囲も広がることから、契約の意味と契約の基本的なルールや仕組み(契約当事者としての権利と義務等)を理解し、適切な消費行動ができるよう学習する。	プロジェクター・PC くらしのノート	
		・「契約」は「法的な責任が生じる約束事」	いったん契約を結ぶと、お互いその内容を守る「責任」が発生する。勝手にやめたり、変更したりすることはできない。(法的な責任が生じる約束事) ・口約束でも契約は成立する。	社会に出れば、クレジットカード等、借入可能な金融手段を手にする可能性が高いため、多重債務等の金融トラブルを予防する意味でも、契約の重要性を学習する。		
		・契約書とは？	・通常は、商品の引き渡しと代金の支払いが同時にその場で完了してしまうため必要がない ・契約書は、あくまで万が一トラブルが起きた際に備えて、証拠として残すためのもの ・契約内容全てを書くのが契約書			
		通信販売(ネットの契約)契約クイズ	通信販売のトラブルを防ぐポイント	通信販売はク・オフできないため表示を確認することの重要		
		・契約前に考えたいこと	・本当に必要なものか ・自分の小遣いの範囲で買えるか ・商品は金額に見合ったものか ・高額であれば必ず家族と相談	後のトラブルを防止するためにも契約前に商品の購入方法を考えさせる		
		・契約を取り消したいときは	・未成年者の契約は親権者の同意が必要であり、同意のない契約は取り消せる 取り消せない場合もある	契約・取引のトラブルにあったとき消費者のための法律・制度を活用し解決できるよう学習する。		
		契約の権利と責任 消費者を支える仕組み	消費者基本法 消費者の8つの権利と6つの責任 消費者契約法・製造物責任法・特定商取引法 クーリング・オフ制度による取り消し 未成年者による契約 消費者契約法による取り消し	成立した契約も取り消せることを伝える		
		★君はかしい消費生活を送れるか 悪質商法の手口	クーリング・オフ制度とは(特定商取引法)対象となるもの	クーリング・オフ制度、消費生活センターの役割を知る。		
		相談窓口の利用	最新事例: 通信販売、健康食品定期購入、オンラインゲーム、情報商材のトラブルなど 消費者市民社会をつくる	インターネットは便利だが、トラブルに巻き込まれる危険性があることを認識させる		

休憩10分

学習過程	時間	学習内容	指導上の留意点	効果	備考
導入	5分	目的を告げる		実際に相談事例を演じることで今後トラブルに対応できる能力を身につける。	
展開	40分	ロールプレイング① (架空請求詐欺) 事例研究 ①太郎くんは、見知らぬメールなのに、なぜアクセスしてしまったのでしょうか？ ②どうして有料サイトに登録されてしまったのでしょうか？ ③解決できる方法や制度はありますか その理由も書いてください ④今後被害にあわないためにはどうしたらいいと思いますか	配役の人物(カード)を読み上げる 事例概要を生徒に配布(事例研究用) 各自ワークシートで検討(付箋に回答する) 回答を模造紙に添付してもらう		休憩時間に配役4名はシナリオを持ち準備する。
		ロールプレイング② (定期購入トラブル) 事例研究 ①ロールプレイングで示した事例の販売形態は何か。 答え:通信販売 ②契約する前に確認すること ③問題点は何か。 ④解決できる方法や制度はありますか。 ⑤今後被害にあわないためにはどうしたらいいと思いますか。	配役の人物(カード)を読み上げる 事例概要を生徒に配布(事例研究用) 各自ワークシートで検討(付箋に回答する) 回答を模造紙に添付してもらう		配役3名はシナリオを持ち準備する
まとめ	5分		社会人になった時に困らないように、普段からニュースなどに関心に向け、消費者市民社会に向けてできることなども考えて欲しいことを伝える。 消費者トラブルにあったとき、一人で悩まず、誰かに相談すること。 相談窓口の周知をする		

※事前にロールプレイングの配役を決めて下さい。
 場面① 男性3名、女性1名 → 男性3名中悪質業者は教諭でお願いします。
 場面② 男性1名、女性2名
 ※事例研究は、各自でワークシートを使い検討する予定です。

■指導内容「最近の若者の消費者トラブル～ネット被害にあわないために」アニメーション視聴学習

中・高校生90分授業 プログラム1

ねらい

○インターネットは便利だが、トラブルに巻き込まれる危険性があることを認識させる

○トラブル回避方法と対処方法を考えさせ、消費者として合理的に行動する態度を養う

学習過程	時間	学習内容	指導上の留意点	効果
導入	10分	※アニメーション視聴学習 ※ワークシート学習	・インターネットで商品を購入した経験があるか生徒に確認する(携帯電話・パソコン・何に使っているかなどを確認する)	自らの経験・印象・知識を意欲的に発言する
展開	30分	★ネットショッピング	・通信販売の利点と欠点を生徒に上げてもらい発表してもらう(ワークシート)	相談事例をもとに契約・取引のトラブルにあったとき、消費者のための法律・制度を活用し解決できるよう学習する 特定商取引法の「通信販売にあたり「広告の表示義務」がある(返品特約・事業者の名称・住所・電話番号など) 表示は、トラブルを解決するために必要な情報である
		アニメーションを視聴 さやかが「クーリング・オフって普通あるんじゃないの？」で切る (くらしのノートP14を参照)	・画面上の表示を見て商品を購入するかどうかを判断します。店頭販売と違って実際に手にとって商品を見て判断することができないためトラブルが多い ・この取引は「通信販売」です ネットショッピングで購入した商品は、クーリング・オフができるか生徒に問う ネットショッピングは、原則クーリング・オフの対象外となる ・その代わりに「返品特約の表示」が義務づけられている。必ず返品特約の表示を確認する (表示がない場合、商品到達後8日間は解約できる) ・中身をチェックし返品の手出しは早めに ・信頼のできる事業者を選ぶ (くらしのノートP15～16) (オンラインマーク・ジャドママーク)	
		アニメを視聴	・重要ポイントを再度画面上で確認する	
		★ネットオークション (くらしのノートP17～19) アニメを視聴する	・ネットオークションでは「商品が届かない」「相手と連絡が取れない」などの相談がある ・ネットオークションで商品を購入した経験があるか生徒に確認する ・出品者が個人の場合、個人対個人の取引のため、全てが自己責任となる ・信用できる相手を選ぶことがポイント 信用の確認は、出品者の「評価」「取引履歴」「サイト運営業者が発信するトラブル情報」などで確認する ・保証サービス制度のあるサイト運営業者を選ぶ ・利用規約をよく読む ・何よりも前払いは避ける 商品を確認してから支払いができる方法を選ぶ	ネットオークションは基本的には個人対個人の取引で、何かトラブルがあれば自己責任で問題を解決しなければならないという危険性がある トラブルを未然に防ぐ対策と解決するため必要な制度を学習する

学習過程	時間	学習内容	指導上の留意点	効果
展開	40分	<p>★ワンクリック詐欺</p> <p>アニメを視聴する</p> <p>たけるが高額請求を受け慌てる場面で切る</p> <p>相談員の説明前</p> <p>(くらしのノートP6～9参照)</p>	<p>相談の中でワンクリック詐欺がここ数年上位を占めている。これは振り込め詐欺の一種です。無視する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスのきっかけ <p>ゲームや着メロ・アニメ・占いから(その画面上の広告をクリック)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無視していい理由は? ・契約が成立しているか生徒に確認する <p>契約は、双方の合意で成立すること</p> <p>インターネットも同じで明確な意思を持って「申込み」したか</p> <p>有料とは知らない、契約内容もわからないなど合意とはいえないため支払い義務はない</p> <p>クリック一つで「登録しました」はない</p>	<p>インターネットを利用した契約では、操作ミスや勘違いを防ぐために、最終画面をもうけることとあり、確認画面がなければ、電子消費者契約法に基づいて錯誤による無効が主張できる。</p>
		<p>最近の相談事例</p> <p>(くらしのノートP16～19参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子消費者契約法 <p>最終確認画面、取り消し画面、前の画面に戻ることができる画面構成</p> <p>錯誤(勘違い)による契約の無効を主張できる</p> <p>個人情報サイト業者に知られないためにも電話や返信メールは送らない</p> <p>アドレスや電話番号を知られたらどうするか</p>	<p>最近の相談事例を知ることで被害を未然防止する</p>
		<p>※ワークシート記入</p> <p>インターネットを安全に使うために</p> <p>(くらしのノートP20～21)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートにまとめることで、ネット取引の特徴や問題点を把握させる <p>①自分の個人情報は絶対教えない</p> <p>家族や友達のことも教えない</p> <p>②知らないメールアドレスからのメールは開かない(電話も同じ)</p> <p>③ゲームや音楽、通販などのページは、利用する前に表示されたページをよく読む</p> <p>分からないボタンは、むやみにクリックせず、大人によく相談する</p> <p>(未成年は、アクセス制限サービス:フィルタリングサービスを利用する)</p> <p>④決められた時間内、安全な場所で使う(親や家族に必ず確認する)</p>	<p>事前にトラブルを回避できるよう習慣づける。</p> <p>有害な情報から身を守るためにフィルタリングサービスの利用</p>
まとめ 発展	20分	<p>意見(ワークシート)の発表</p> <p>被害対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事例から学んだこと、生徒の気づきや振り返りを積極的に取り上げる。 ・事例からわからなかったこと、悪質商法の補足説明や消費者としての基本的な対策・対処について、生徒と確認しあう。 ・契約・取引トラブルにあったときや不安を感じた際、身近な人に相談する習慣を身につける。(家族や友達) ・契約・取引に関するトラブルの際、相談する機関が存在することを理解する。(各地の消費生活センター・司法書士・弁護士など) ・事業者と消費者の間には、情報の質・量・交渉力に格差があること、トラブルにあうのは恥ではないこと、相談機関があることを理解させる 	<p>トラブルにあったときに適切に対処ができるとともに、安心して契約・取引ができる社会を目指す取り組みができる。</p> <p>自分が消費者であることの自覚を促し、消費者を守る法律があること、消費者センターを利用する意義を説明する。</p>

(プログラム No. 1)

■消費者アクションゲーム

「悪質商法の被害者にならないために」

パワーポイントを使用したクイズなどで、「契約」についての基本を分かりやすく説明します。

またすぐろくゲームを用いてどのような悪質商法のトラブルがあるのかを知り、問題点や解決方法を学習します。



(プログラム No. 3)

■食品成分と表示「清涼飲料水成分簡易実験」

清涼飲料水を、5～6人のグループごとに作成させ糖分量を確認し、砂糖は5大栄養素の炭水化物の糖質として分けられ二糖類に属し、すぐれたエネルギー源であるが、栄養バランスや糖分量の多量摂取による問題点を確認します。また作成過程で実際に試食しながら食品添加物による味の移り変わりや着色を確認し、食品添加物の問題点についても学習します。栄養表示を適切に読み取り、エネルギーの取りすぎなどに注意し、自分の生活に適した商品を選択ができる知識を養います。(1～2 時限)



■指導内容「契約って何だろう！契約の仕組みと悪質商法」(消費者アクションゲーム)中学生100分プログラムNo.1

○若者が被害にあうことが多い悪質商法の事例を紹介し、なぜ被害に遭ってしまったのかを考察する

○悪質商法に対する消費者の基本的な対処・対策である未成年者契約、クーリング・オフ制度、消費生活センターの役割を知り、今後の契約やトラブル防止に役立てる

○インターネットは便利だが、トラブルに巻き込まれる危険性があることを認識させる

○「消費者アクションゲーム」で若者が巻き込まれやすい悪質商法・契約トラブルを知り、その特徴や問題点に気づく

○自分ならどうするか、トラブルの回避方法と対処方法を考えさせ、消費者として合理的に行動する態度を養う

学習過程	時間	学習内容	指導上の留意点	効果	備考
導入	5分	契約について知っていることを発表する	契約の理解度を確認する	契約について、自らの経験・印象・知識を意欲的に発言する	
展開	40分	・契約のしくみ 契約とは何だろう？ ※パワーポインターを使用 ※契約クイズ	「契約」とは「申し込み」に対して「承諾」しお互いの意思が一致(合致)した場合にできる「法的な責任が生じる約束事」 契約とは、当事者間の約束を意味し、物を買うのも借りるのも、洋服を買ったり(売買契約)バスに乗ったり(旅客運送契約)DVDを借りたり(賃貸借契約)するのも全て契約である 私たちの周りには契約がいっぱいであり生活の多くは「契約」で成り立っている	中学生になると、購入の範囲も広がることから、契約の意味と契約の基本的なルールや仕組み(契約当事者としての権利と義務等)を理解し、適切な消費行動ができるよう学習する	くらしのノート
		・「契約」は「法的な責任が生じる約束事」	いったん契約を結ぶと、お互いその内容を守る「責任」が発生する。勝手にやめたり、変更したりすることはできない。(法的な責任が生じる約束事) ・口約束でも契約は成立する	社会に出れば、クレジットカード等、借入可能な金融手段を手にする可能性が高いため、多重債務等の金融トラブルを予防する意味でも、契約の重要性を学習する	
		・契約書とは？	・通常は、商品の引き渡しと代金の支払いが同時にその場で完了してしまうため必要がない ・契約書は、あくまで万が一トラブルが起きた際に備えて、証拠として残すためのもの ・契約内容全てを書くのが契約書		
		通信販売(ネットの契約)契約クイズ	通信販売のトラブルを防ぐポイント	通信販売はク・オフできない表示を確認することの重要性	
		・契約前に考えたいこと ・契約を取り消したいときは	・本当に必要なものか ・自分の小遣いの範囲で買えるか ・商品は金額に見合ったものか ・高額であれば必ず家族と相談 ・未成年者の契約は親権者の同意が必要であり、同意のない契約は取り消せる 取り消せない場合もある	後のトラブルを防止するためにも契約前に商品の購入方法を考えさせる 契約・取引のトラブルにあったとき消費者のための法律・制度を活用し解決できるよう学習	
		消費者の権利と責任 消費者を支える仕組み	消費者基本法 消費者の8つの権利と5つの責任 消費者契約法・製造物責任法・特定商取引法 ・クーリング・オフ制度による取り消し ・未成年者による契約 ・消費者契約法による取り消し	成立した契約も取り消せることを伝える	
		★君はかしこい消費生活を送れるか!?	やってみよう！トラブルにあっちゃう度テスト	生徒の消費生活におけるトラブルへの危機感を確認する	
		悪質商法の手口 ※契約クイズ 若者の消費者トラブル	クーリング・オフ制度とは(特定商取引法) 対象となるもの・書面の書き方 ・初めての1人暮らし！しつこい新聞の勧誘 ・キャッチセールス・アポイントメント商法 ・マルチ商法	若者がトラブルに遭いやすい事をもとに、事例検討する	
		★はつきり断ってみよう！ 相談事例検討	アダルト不当請求、二次被害 ネットの通信販売、オンラインゲーム等		
		まとめ	5分	・消費者トラブルを防止するための注意点	相談窓口の周知

休憩10分					
学習過程	時間	学習内容	指導上の留意点	効果	備考
導入	2分	○消費者、特に若者が契約・金銭に関してトラブル・被害にあっている現状を把握する	<ul style="list-style-type: none"> ・前の時限で学んだ基礎知識の再確認 ・実際のトラブル把握 ・テーマは契約・取引 ・生徒用記入用紙を配布する 	<ul style="list-style-type: none"> ・2グループに分かれ机を並び替えるように指示する。(休憩時間) 	ゲーム準備 (筆記用具・電卓を各自で準備してもらう)
展開	10分	○ゲームのルール説明 (10分説明)	【ゲームの流れ説明】 <ul style="list-style-type: none"> ・自分のコマを決めジャンケンで順番を決め時計回りの順番でスタート ・サイコロを振って目の数だけ進め、止まったマスの指示に従う ・最初の持ち点500ポイントから開始し、ポイントの増減があるマスに止まったら、記録用紙にイベントとポイントの増減を記入する ・全員がゴールした時点でゲーム終了。ただし、時間内に終了しなかった場合は、時間で終わる ・ゲームの勝敗は、終了時に、持ち点のポイントが一番高いプレイヤーが勝ち 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム教材の趣旨とルールを簡単に説明する。クイズを実施した場合は簡単に解説し、ポイントにスコアに加算するように告げる 	
	23分	○ゲームを実施	【カードを引く】 <ul style="list-style-type: none"> ・カードを引くマスに止まったら、ボードに配置したカードの山の一番上から1枚ひき、他のプレイヤーにも分かるようにカードの内容を読み上げ確認する。ひいたカードは表にして手元におき、記録用紙にイベントとポイントの増減を記入する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム開始後はグループをまわり、生徒の質問に応える 	
			【アクションカード】 <ul style="list-style-type: none"> ・カードをひいてすぐに使うことができる。すぐに使えない時は手元に置いておき、次の自分の番で使うことができる時に(サイコロは振らず)アクションすることを告げて使用する。アクション内容は記録用紙に記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲームのポイントや商法名に関心を奪われないように、事例内容に着目させる。 	
			【詐欺師のコマ】 <ul style="list-style-type: none"> ・詐欺師のコマは、ボードの★詐欺師出現！のコマを最後に通過したプレイヤーがもう一度サイコロを振って動かす。詐欺師に追いつかれると、持ち点から200ポイントマイナスされる ・詐欺師は、移動先のマスの指示には従わずに進み、プレイヤーに追いついたら、追い越さずに止まる。追いつかれたプレイヤーは、マイナスをした後、詐欺師のコマをボード上の「アクションカードを引く」のマス(どこでも可)に移動させゲームを再開。詐欺師のコマが移動され、自分よりも前のマスにいた場合、追い抜くことは可能ですが、詐欺師と同じマスに止まったら200ポイントマイナスされる 	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費生活センターに相談」アクションカードを使用した場合、相談員が問題点・対処法を伝える 	
まとめ	15分	○各自記録用紙に結果ポイントを記入し、順位を決める ○各自記録用紙のQ1. Q2に答える(付箋に記入)	<ul style="list-style-type: none"> ・勝敗を決める ・Q1. 各自印象に残ったカードの内容 Q1. その理由 ・Q2. 各自ゲームをやってみた感想・意見を書く ・一位から順番に質問の回答を全員の前で発表し、ホワイトボードに貼る 	<ul style="list-style-type: none"> ・回答がでない子どもの用紙を見てまわる ・どんな感想・意見も否定しない ・日常生活で実行できそうな感想・意見を絞る 	付箋3種類
		・被害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・契約・取引トラブルにあったときや不安を感じた際、身近な人に相談する習慣を身につける。(家族や友達) ・契約・取引に関するトラブルの際、相談する機関が存在することを理解する。(各地の消費生活センター・司法書士・弁護士など) ・事業者と消費者との間には、情報の質・量・交渉力に格差があること、トラブルにあうのは恥ではないこと、相談機関があることを理解させる 	<ul style="list-style-type: none"> 自分が消費者であることの自覚を促し、消費者を守る法律があること、消費者センターを利用する意義を説明する 	

区分	学習内容	学習活動	指導上の留意点	資料
導入	<ul style="list-style-type: none"> 清涼飲料水にはどれくらいの砂糖が入っているか考える 	<ul style="list-style-type: none"> 講座の概要を理解する 実験器具の取扱い注意事項を聞く 500mlの清涼飲料水に入っている砂糖のグラム数をクイズで考える 答えは糖度計で量って確かめる 1本の清涼飲料水には50gの砂糖が入っていることを認識する 	<ul style="list-style-type: none"> 実験中ふざけて、事故がないよう最初に促す 果汁100%のジュースと清涼飲料水の違いを説明 清涼飲料水の味について質問する 10g、30g、50g、70gの砂糖を見せどの分量が入っているか答えさせる 紙コップで各グループに配布 糖度計の使用方法を教える 10度=10%、500mlの10%=50ml=50gであることを説明する 	
展開	<p>清涼飲料水を作成する(実験)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 10%の砂糖水を作成し、糖度計で量り10度になるかどうか確認する ①秤のスイッチを入れる ②ビーカーをのせて目盛を「0」にする ③皿に砂糖があり50になるように少しずつ入れる ④水を500ml入れる ⑤マドラーで混ぜ砂糖を溶かす ⑥糖度計で10%か確認する ⑦本当に同じ甘さか紙コップに数滴入れて飲んでみる ⑧市販の清涼飲料水と同じか?市販はすっきりしている。この味で500mlを飲みきれんだろうか? ⑨食品表示を見る <p>・一番最初に記載されているものは何か確認し、砂糖が一番多いことを認識する</p> <p>・次に、実際に味を良くするために、どんなものが入っているのかを一つずつ確認しながら、味の移り変わりを体験する</p> <ul style="list-style-type: none"> ①クエン酸5gを入れて飲む ②香料を入れて飲む(レモンエッセンス3滴を入れ混ぜる) ③炭酸水素ナトリウムを入れて飲む(2.4g全て入れる→泡が出るため1・2度混ぜて透明になるまで放置する) 	<ul style="list-style-type: none"> 500mlで10%の砂糖水を作成する手順を説明する 出来上がりを実際に食し、清涼飲料水との味との違いは何か?それはどうしてか?表示を確認するよう促す 食品表示は、原則全て入っているものを記入しなければならないことを説明し、原材料の欄は多く入っている順に記載されていることを確認させる その他に味を良くしたり、色をよくしたり、腐敗を防ぐためなどの目的で他の物質も入っていることを説明する それぞれの段階で試飲させながら子供たちに甘さの移り変わりの感想を聞く 	

区分	学習内容	学習活動	指導上の留意点	資料
展 開	<ul style="list-style-type: none"> ・甘さ(砂糖)は生きていくために必要な三大栄養素であることを知る ・エネルギー(カロリー)について学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほかの物質を入れることで味が変わり飲みやすくなっていることを再確認する ・ブドウ糖は頭を働かせることや走ったりするために必要なものであることを理解する ・清涼飲料水のラベルの表示にはどんなことが書いてあるかを確認し、代表者が発表する 	<ul style="list-style-type: none"> ・味が変わり飲みやすくても実際は砂糖 50gであることを振り返る ・三大栄養素の一つブドウ糖は体の運動に必要なエネルギーとなること。また、そのエネルギーをカロリーと言うことを説明する ・エネルギーは取りすぎると、肥満・虫歯・ペットボトル症候群などになるの危険性があるため、バランスよく摂取することを勧める ・1日のおかしの量の基準を示し、清涼飲料水は水やお茶として考えるのではなく、食品として考えることを説明する ・おやつについて説明する(取り方・消費するためのカロリー・どのおやつは何キロカロリーなど) 	<ul style="list-style-type: none"> PP (栄養素) (カロリー) (バランスガイド) (栄養成分表示) 急性糖尿病の新聞記事 (食品添加物)
	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示について 食品添加物の目的 	<ul style="list-style-type: none"> ・「原材料名(食品添加物)」「賞味期限(消費期限)」「アレルギー表示」 ・指定添加物と既存添加物 ・調べてみよう「おやつの添加物」(グループごとに)表示を確認し、どの食品添加物が入っているのか発表する ・天然着色料と合成着色料市販の清涼飲料水の赤色は何か表示で確認する紙コップの中のえんじ虫5個を試験管に入れ色の変化を確認する ・合成着色料の種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・加工食品には表示義務があり、原則配合割合が多い順に全てが表示されている ・添加物の目的を伝え、「指定添加物」「既存添加物」があること、国で安全性と有効性が認められたもの以外、製造・輸入・使用が禁止されている。 ・身近な「おやつ」の表示を実際に生徒に確認してもらい表示見て購入する習慣を促す。(食品添加物の回答を拡大表に記載する)(どの食品には何が使用されているか・危険性・指定と既存添加物の違いなど) ・着色料で天然だから安全か、実際にコチニール色素の抽出実験から、天然には未検査の着色料もあり、最近ではアレルギーを誘発するという検査結果もある。 ・合成着色料(タール系色素)は石油からできていて、中にはアレルギーを誘発すると検査結果が出ているものもある 	<ul style="list-style-type: none"> くらしのノート 教科書「加工食品の表示」P94・95 消費者庁の注意喚起
ま と め	<ul style="list-style-type: none"> ・表示を確認する ・相談機関の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品購入時には必ず表示を確認し、食事のバランスなどを考えて購入するように心がける 	<ul style="list-style-type: none"> ・表示の確認を習慣づける ・付箋に今日学んだこと・今後きをつけることを書き出し、発表する。 ・商品で何かトラブルにあった時には、消費生活センターに相談ことを伝える 	

(プログラム No. 3)

■食品成分と表示「着色料抽出実験」

加工された食品には、味や見栄えをよくするなどの目的で食品添加物が使われている。食品添加物の1つに目に見える「着色料」があり、特性テストからその目的や必要性について考えます。

食品の着色料を羊毛に移しとり合成着色料や天然着色料の特性テストから、食品、特に子どもたちが普段口にするおやつを表示を学習し、適切に選択できる知識を養います。



(プログラム No. 4)

■買い物ゲーム「環境について」

カレーライスをつくることを想定し、グループ毎にレシピに沿った材料を予算の範囲内で模擬店から購入し残金を競います。購入後、容器包装に処理費用がかかることを学び、主体的に環境に配慮しつつ、自分にとって本当に必要なものは何かを考え、購入することのできる消費者を目指すことを目的に実施します。



(プログラム No. 16)

■インターネット・携帯電話モラル授業

★専門講師を派遣します！

スマホの所持率が低年齢化しているなか、その便利性と裏腹に個人情報の流出やインターネット通販、オンラインゲームの課金等の被害が深刻な状況になっています。

また、SNSによる「炎上」「著作権侵害」「肖像権の侵害」「出会い系サイト」への誘引による被害についても事例等を紹介しながら、情報モラルの必要性や情報に対する責任について学習します。



■守ろう環境、生かそう資源「買い物ゲーム」

100分授業(中学生用)プログラムNo.4

区分	時間	学習内容	学習活動	指導上の留意点	資料
導入	5分	○スタッフの自己紹介 テーマ説明「暮らしとごみ」 グリコンスーパーの説明と目的を話す	・1グループ4、5人で構成し 5グループ作る	・グリーンコンシューマーを生徒に目指してもらおう	買い物ゲーム準備
	10分	○ゲームのルール説明 (5分説明) (5分話し合い)	・配布された買い物ゲームルール表、ポンの確認 ・グループでどのようなカレーを作るか話し合う(肉またはシーフードにするかなど)	<ルール説明> ①7~8人グループで5人分のカレーの材料を買うことを説明する ②チームでどんなカレーにするか相談させる ③レジで精算したチームから表におつりの額を記入させる ④おつりの多いチームが勝つ説明	買い物ゲームルール表 カレーの材料 ポン(お金の代外)の配布
展開	20分	○ゲームを開始 (ゲーム実施20分)	・グループ毎に模擬店舗で人数分の材料を選び、レジ(会計)で <お買い物券>で支払う ・おつりの金額をレジ係が<おつり券>に記入し、精算する	・きちんとメンバーで相談しながら買い物を進めていく ・状況によっては制限時間のカウントダウン 既にすべてのグループが机に座っているときは不要	タイマー 結果表
	7分	○ゲームの結果を発表する	・おつりの金額をグループごと発表し、<ゲーム結果表>に板書 ・どこのチームのおつりが多いか検証する ・上位のチームからどんなことに気をつけて購入したか聞く ・何か気付いたことがないか生徒に聞く ・他の児童の発表から、さまざまな買い方があることに気づく	・商品の裏側に書いてある数字のポイントに誘導させる	
	8分	○処理費の説明	・買い物から出た容器包装を分別し、併せてゴミの分別の仕方を確認する ・収集したゴミはどこに行くのか確認する(ゴミの流れ) ・その時の経費(処分場やセンターの建設費、運営、処理費等)を話す ・市のゴミの排出量は? ・ゴミの処理費の一人あたりは?	・各容器包装の<処理費ポイントシール>への気づきを促す ・この処理費は本来税金から支払われるが、このゲームではおつりから支払ってもらうことを説明する	処理費のポイント (現物説明) ゴミ分別の実物レイアウト
	10分	○ワークシートを使って処理費の計算をさせる	・表に処理費を記入させる		ワークシートを配る 結果表
	10分	○環境への影響を考えた消費生活	<説明> ・広がる環境問題 ・容器包装リサイクル法 ・買い物から出た容器包装を分別し、併せてゴミの分別方法を確認する ・環境に関するマーク ・私たちはレジ袋を何枚くらい使っているの? ・3Rの説明 ・食品ロス ・輸送コストなど	・地球規模の環境問題を知り環境への負担を減らす取り組みができる ・環境情報を理解し持続可能な社会に向けての取り組みができる	くらしのノート P46~54 教科書P232~236レジ袋などゴミに関連したポスター
	10分	○土別市の分別にチャレンジ	・各グループから1名代表者が前に出て土別市の分別方法にチャレンジする(ペット・ビン・カン・カップヌードル・牛乳パックなど)	・実際に土別市の分別方法を知り生活に生かす	分別する箱 ゴミ
まとめ	15分	○「ゴミを減らす生活・環境にやさしい買い物をしよう」をテーマにグループで意見をまとめる ○グループで発表する	・ゴミを出さないように買い物をするにはどうしたらよいか、ゴミを減らすアイデアを出す ・アイデアカードをグループで発表し合い5枚カードに記入 ・ホワイトボードにアイデアの種類ごとに貼り出していく	・発言のない子どものアイデアを見てまわる ・楽しく、知恵をあわせていく全員参加型のゲームにする ・どんなアイデアも否定しない ・日常生活で実行できそうなアイデアを絞る	アイデアカード
	5分	○生徒に授業の感想や環境についての取り組みを聞く	・できるだけ生徒の意見を尊重する ・事例を通して生徒に問題点や改善点などを伝える	・暮らしを見直すことの重要性、子どもの「気づき」を促す ・環境に配慮した商品の選び方 ・未来の環境をイメージさせる	

消費者教育支援授業内容（ネット・スマホのモラル教育） （訪問）による授業

日程 2023年10月18日(水)～20日(金)

【授業内容】

授業を通じて、様々な事例や事実を例示しながら、最終的にネットで失敗しない方法を知り、併せてネットの依存について学習する。

【小学生】

- インターネットの特徴
世界中の人とつながっています
使った記録はぜんぶ残っています。
- インターネット（ゲーム・YouTube）
との付き合い方
- インターネットの使い過ぎについて
- ネット依存

【中高校生】

- SNS を使うときに知っておくこと
インターネットの特性
SNS に流れる「情報」
- オンラインコミュニケーションの
特徴
- インターネットの長時間利用
- ネット依存

【講師紹介】 広田 周平（ひろた しゅうへい）氏

ポールトゥウィン株式会社

インターネットセーフティグループ アシスタントマネージャー



子どもたちが安心安全にインターネットを利用することができるよう
全国学校非公式サイトのパトロール・監視をはじめ、教職員や保護者を
包括的に支援していく「スクールネットパトロール」を提供。

2009年より、北海道・札幌市などを対象にネットパトロール調査を
行う一方、インターネットの危険性に関する講演や教職員へのインターネットトラブル
に関する研修などを行っている。



【資料】

「親子で学ぶ小学生のネット・SNS」「ネットでトラブルにあわないように」「土別地区！
くらしねと情報」など、授業後に確認するためのリーフレットを生徒に配布します。

消費者教育支援授業内容（ネット・スマホのモラル教育） （オンライン・訪問）による授業

日程 2023年10月18日(水)～20日(金)・25日(水)～27日(金)

■オンライン 講師 LINE オフィシャルインストラクター

【テーマ】誤解編・長時間利用編・写真編・ネットトラブル回避編

【授業内容】

インターネット上で発生するSNSコミュニケーショントラブルやその他のトラブル問題を自覚させて、ネットの特性から「基礎」とトラブルが起きた場合の「対応」を考える。

実際に起きうるネット上のトラブル事例を提示し、それに対する具体的な対応策を考える。自ら考え想像力を働かせる機会を提供しながら、上手なインターネットの使い方を伝える授業です。



■オンライン

講師 ガンホー・オンライン・エンターテイメント
株式会社子どものゲーム安心・安全啓発チーム

【テーマ】スマホ・ゲームに関するトラブルから児童・生徒を守るための授業

【授業内容】

ネットの特性の基礎とオンラインゲーム上で実際に起きうるトラブル事例を提示し、それに対する具体的な対応策を考える授業です。



■訪 問

講師 e-ネットキャラバン（総務省）

【テーマ】インターネット・携帯電話モラル講座

【授業内容】

ネット依存・ネットいじめ・ネット誘引・ネット詐欺等の実態、その対処法（予防策）等について、パワーポイントのスライドを用いて実施します。

「小学3・4年向け」「小中学生向け（小5年～）」「中高校生向け」「保護者・教員等向け」

2022年度消費者教育授業風景（中学校）

■インターネット・スマホ安心・安全講座《特別支援巡回事業》（7校）

小・中・高生の消費者トラブルの代表的なものにインターネット・携帯電話があります。情報通信を活用するうえで知っておくべきルールやマナー、そこに潜む危険性など、具体的な事例を交えてパワーポイント学習やスマホの実機操作を体験する授業を専門講師により実施しました。

●2022年7月14日(水) 土別南中学校 205名
(全学年170名・教員25名・保護者10名)
講師:e ネットキャラバン 株式会社名文堂 湯川氏



●2022年10月13日(木)
朝日中学校 27名(全学年15名・教員12名)
講師:LINE オフィシャルインストラクター 柴田氏



●2022年10月20日(木)
幌加内中学校 12名(1年生9名・教員3名)
講師:ポールトゥウィン株式会社 広田氏



●2022年10月27日(木)
上土別中学校 25名(全学年15名・教員10名)
講師:ポールトゥウィン株式会社 広田氏



●2022年10月28日(金)
和寒中学校 75名(全学年72名・教員3名)
講師:ポールトゥウィン株式会社 広田氏



■契約ってなあに？悪質商法ってなあに？(1校)

パワーポイントを使用したクイズなどで、「契約」は普段の生活にあることや契約が成立することで法律の拘束力が発生することを学習します。若者層のトラブル事例を紹介し、消費者を保護する法律を学び、消費者はどうあるべきかを学習します。また、ロールプレイングをとおり、トラブルに遭遇した場合を想定させ、なぜ被害に遭ってしまうのか、今後どうすべきかを考えます。

●2022年11月22日(火)

幌加内中学校 10名(3年生8名・教員2名)



■賢い消費者になるために、 悪質商法アクションゲーム

パワーポイントを使用したクイズなどで「契約」についての基本を分かりやすく説明します。また、すごろくゲームを用いてどのような悪質商法のトラブルがあるのかを知り、問題点や解決方法を学習します。

●2019年11月20日(水)

幌加内中学校 20名(3年生18名・教員2名)



■食品成分と表示「清涼飲料水成分簡易実験」(1校)

清涼飲料水にどの程度の砂糖が入っているか、甘さが同じであっても酸味や炭酸を加えたとき、また冷やしたときの甘さの変化を実験を通して学びます。さらに、栄養バランスも考慮しながら、食品を外観で判断するのではなく食品表示などで適切に選択できる消費者を目指します。また、商品の購入段階において、環境に関する情報を確認し、環境への影響に配慮した商品を選択できるようにします。

●2022年9月15日(木)

中富良野中学校 48名(1年生44名・教員4名)



2022 年度消費者教育授業風景（教員・PTA）

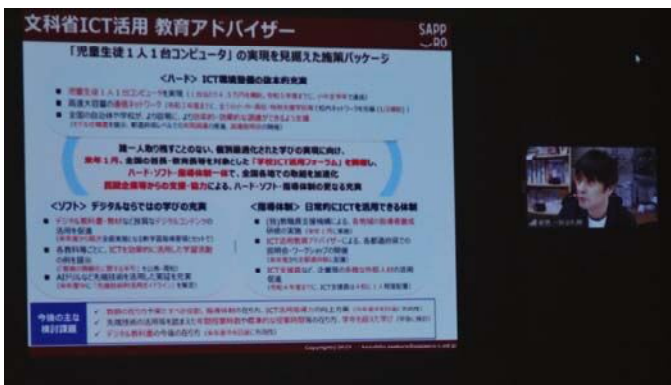
■士別市消費者教育支援セミナー

「GIGA 時代での学校における消費者教育」をテーマに、消費者教育を各教科のなかでどのように結び付け学習していくのかを、講師の実例をもとに分かりやすくお話しいただきました。小学生から一人一台コンピューター端末を持ち、プログラミングなどを勉強する GIGA 時代の教育方法を知ることができ、将来、子どもたちが自分の事だけを考えて消費生活を送るのはなく、経済や環境、社会の事を考えて行動することの重要性を学びました。

●2023 年 1 月 25 日(水)

38 名(教員・民生委員児童委員・人権擁護委員・行政職員・消費者協会他)

講師：札幌市立発寒南小学校教頭 朝倉一民 氏



■暮らしとゴミ～買い物から環境問題を学ぶ～(2 団体)

グループ分けをして、模擬店舗でカレーライス材料を購入します。食材を購入すると梱包材のゴミが出て、処理するためにお金がかかることを理解することで環境問題に関心を持ち、本当に必要な物は何か、環境保全に配慮できる消費者になることを目指します。また、士別市におけるゴミの分別もゲーム方式で行い実生活に繋がるものとなっています。

●2022 年 11 月 2 日(水) 天塩ひばり寿会 15 名



●2023 年 2 月 20 日(月) あさひクラブ 11 名



■食品成分と表示「清涼飲料水成分簡易実験」

清涼飲料水にどの程度の砂糖が入っているか、甘さが同じであっても酸味や炭酸を加えたとき、また冷やしたときの甘さの変化を実験を通して学びます。さらに、栄養バランスも考慮しながら、食品を外観で判断するのではなく食品表示などで適切に選択できる消費者を目指します。

●2022年2月25日(月) 中央公民館学び舎つくも 35名



■契約の基礎から学ぶ悪質商法(1団体)

「契約の基礎知識から学ぶネットのトラブル」をテーマに、高齢者に多いトラブル事例とその対処法を学習した後、スマートフォンを利用した通信販売について、近年多くの相談が寄せられている健康食品の「定期購入」の手口をロールプレイングで体験し、問題点・解決方法を考えます。

●2022年8月26日(金) 中央公民館学び舎つくも 40名



■消費者教育事業(2022年度小中高校消費者教育)

実施回数	実施授業数	事業名	事業の概要		実績		
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数	
		士別市消費者教育支援「消費者教育プログラム」「くらしのノート」配布事業	インターネットや携帯電話の普及により、消費者被害が若年化傾向にあり、特に令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられることで、契約に不慣れな18歳・19歳をターゲットとした悪質商法によるトラブルの拡大が予想される。現状を踏まえ、小中高校生における「消費者教育支援プログラム」・「くらしのノート」を作成し、小・中・高校や教員に配布することで、消費者教育授業の推進を目指す。 【実施内容】①消費者教育の目的と推進法②士別市消費生活相談状況③消費者教育プログラムの説明④インターネット巡回授業の実施④くらしのノートの配布(中学1年生徒・保管用は希望の学校のみ)⑤「くらしねっと情報」ポスターや成人年齢引き下げパンフ(全高校生に配布) 【配布数】「消費者教育プログラム」52冊各学校2冊((士別市26冊・広域26冊)・「くらしのノート」士別市207冊・広域61冊・「成人年齢引き下げパンフ」士別市280・広域105冊		1市3町小・中・高校21校	4月25日(月)～27日(水)	【士別市】相談員2名・副長【和寒町】三好係長・北口【剣淵町】鈴木係長・佐藤・屋敷【幌加内町】大家主事
高1	1	剣淵高等学校(契約・取引)教科:総合的な探求の時間	■お金について考えてみよう金銭教育「生涯設計のススメ」 【講師】消費生活相談員 野村裕子・佐々木晃彩子2名 【学習形態】パワーポイント/ボードゲーム学習 【内容】①お金について、計画的な使い道を考えて使用する習慣を身につける ②生活設計をしっかりと立て、預貯金やローンを適切に活用することの大切さを理解する ③生活上のリスクを知るとともに、保険の活用を理解する ④株式など金融商品について、特徴やリスクとリターンについて理解する 【資料】ライフサイクルゲーム「生涯設計のススメ」・くらしねっと情報・リーフレット「カードローンで多重債務に陥らないために」		3年生・教員	6月1日(水)10時50分～11時40分 3時限目 体育館	(22名)生徒15名・教員7名
高2	2	剣淵高等学校(契約・取引)教科:総合的な探求の時間	■契約の基礎から学ぶ悪質商法 【講師】消費生活相談員 野村裕子・佐々木晃彩子2名 【学習形態】パワーポイント/DVD学習 【内容】「契約の仕組みと悪質商法」①若者のトラブル件数・商品役務ランキング②契約の仕組み③契約の取り消し(未成年者契約・消費者契約法・クーリング・オフ)④相談事例(キャッチセールス・アポイントメント・ネット通販)⑤被害対策 【学習形態】ロールプレイング学習 【内容】「悪質商法撃退:定期購入トラブル」 ①若者が一番利用するSNSからのトラブル(ダイエットサプリの定期購入)事例から学ぶ ②問題点や対処法を事例研究で発表する 【資料】リーフレット(キャッシュレス時代)・クリアファイル・くらしねっと情報・くらしのノート印刷版		1・2年生・教員	6月1日(水)11時50分～12時40分 4時限目 視聴覚室	(55名)生徒43名・教員7名
高3	3～4	幌加内高等学校(契約・取引)教科:総合的な探求の時間	■多重債務に陥らないために、ローン・クレジットの仕組み 【講師】消費生活相談員 野村裕子・佐々木晃彩子 【学習形態】パワーポイント/ロールプレイング学習 【内容】「もしも未来がみえたなら～いつかクレジットカードを使う日に」①契約の仕組み②販売方法と支払方法③クレジットカードの仕組み④クレジットカードの支払い方法⑤被害対策 【内容】「カードで気軽にキャッシング」 ①高校卒業後、クレジットカードを作る機会がある中、気軽にキャッシングや借入をすることで多重債務に陥る危険性を知る ②トラブルの問題点、対処法、相談窓口周知 【資料】「くらしのノート」「クリアファイル(クーリング・オフを活用しよう)」「ローン・キャッシングQ&A」など		1・2年生・教員	7月13日(水)10時50分～12時40分 3.4時限目 学年教室	(32名)生徒30名・教員2名
高4	5～6	幌加内高等学校(契約・取引)教科:総合的な探求の時間	■多重債務に陥らないために、ローン・クレジットの仕組み 【講師】消費生活相談員 野村裕子・佐々木晃彩子 【学習形態】パワーポイント/ロールプレイング学習 【内容】「もしも未来がみえたなら～いつかクレジットカードを使う日に」①契約の仕組み②販売方法と支払方法③クレジットカードの仕組み④クレジットカードの支払い方法⑤被害対策 【内容】「カードで気軽にキャッシング」 ①高校卒業後、クレジットカードを作る機会がある中、気軽にキャッシングや借入をすることで多重債務に陥る危険性を知る ②トラブルの問題点、対処法、相談窓口周知 【資料】「くらしのノート」「クリアファイル(クーリング・オフを活用しよう)」「ローン・キャッシングQ&A」など		3年生・教員	7月13日(水)13時25分～15時15分 5.6時限目 学年教室	(13名)生徒11名・教員2名

実施回数	実施授業数	事業名	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
中1	7	市立南中学校 (安全・情報)	■インターネット・携帯電話モラル授業 【講師】 eネットキャラバン株式会社名文堂 湯川孝一 氏 【学習形態】 パワーポイント・DVD学習 【内容】 ゲーム依存(ゲーム中心の生活から生活リズムが崩れ体調不良に陥る)について 【資料】 「総務省配布用資料(印刷)」・「知っているかな?ネットのこと考えてみよう! SNSの危険」・ 士別!くらしねっと情報	全校生徒・ 教員	7月14日(水) 14時25分～15時15分 5時限目 体育館	(205名) 生徒170名・ 教員25名・ 保護者10名
高5	8	幌加内高等学校 (安全・情報)	■インターネット・携帯電話モラル授業 【講師】 eネットキャラバン株式会社名文堂 湯川孝一 氏 【学習形態】 パワーポイント・DVD学習 【内容】 ゲーム依存(ゲーム中心の生活から生活リズムが崩れ体調不良に陥る)について 【資料】 「総務省配布用資料(印刷)」・「知っているかな?ネットのこと考えてみよう! SNSの危険」・ 士別!くらしねっと情報	全校生徒・ 教員	7月20日(水) 14時25分～15時15分 6時限目 多目的教室	(59名) 生徒41名・ 教員18名
中2	9～10	富良野市立中富良野中学校 (安全・食品)	■食品成分と表示「清涼飲料水成分簡易実験」 【講師】 消費生活相談員 野村裕子・佐々木晃彩子2名 【学習形態】 簡易実験学習 【内容】 ①清涼飲料水の砂糖の量:5大栄養素・エネルギー(カロリー)②清涼飲料水作製簡易実験 ③表示の見方:原材料名・栄養表示・賞味期限(消費期限)・食品添加物など 【教材】 くらしのノート・関連資料新聞記事・注意喚起チラシ	中学1年生・ 1組22名・2組 22名・教員	9月15日(木) 1回目11時35分～12時 25分・2回目14時25分 ～15時15分	(48名) 生徒44名・ 教員4名
中3	11	市立朝日中学校 (安全・情報) 教科:道徳	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】 LINEオフィシャルインストラクター 柴田保文 氏 【学習形態】 オンライン学習 【内容】 長時間利用の危険性 【資料】 「気軽に使えるSNSキケンとつながるSNS」・士別!くらしねっと情報	全校生徒・ 教員	10月13日(木) 14時20分～15時10分 6時限目 多目的教室	(27名) 生徒15名・ 教員12名
小1	12	町立幌加内小学校 (安全・情報) 教科:総合	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】 ポルトゥウィン株式会社 広田周平 氏 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 インターネット・携帯電話のモラル 【資料】 「スマホを使うときは、こんなことに注意しよう!」・士別!くらしねっと情報	小学5・6年生・ 教員	10月20日(木) 10時15分～11時00分 3時限目 6年生教室	(14名) 生徒12名・ 教員2名
中4	13	町立幌加内中学校 (安全・情報)	■インターネット・携帯電話モラル授業 【講師】 ポルトゥウィン株式会社 広田周平 氏 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 インターネット・携帯電話のモラル 【資料】 「気軽に使えるSNSキケンとつながるSNS」・士別!くらしねっと情報	1年生・ 教員	10月20日(木) 11時35分～12時25分 4時限目 視聴覚室	(12名) 生徒9名・ 教員3名
小2	14	町立朱鞠内小学校 (安全・情報) 教科:学活	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】 ポルトゥウィン株式会社 広田周平 氏 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 インターネットの安全な使い方(ネットモラル・犯罪被害防止・ゲーム依存など) 【資料】 「スマホを使うときは、こんなことに注意しよう!」・士別!くらしねっと情報	小学5・6年生・ 教員	10月20日(木) 13時35分～14時20分 5時限目 6年生教室	(5名) 生徒3名・ 教員2名
小3	15	市立士別小学校 (安全・情報) 教科:学活	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】 ポルトゥウィン株式会社 広田周平 氏 【学習形態】 オンライン学習 【内容】 インターネット・携帯電話の知識 【資料】 「スマホを使うときは、こんなことに注意しよう!」・士別!くらしねっと情報	小学4年生・ 教員	10月21日(金) 10時35分～11時20分 3時限目 体育館	(39名) 生徒36名・ 教員3名

実施回数	実施授業数	事業名	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
中5	16	市立士別中学校 (安全・情報) 教科:学活	■インターネット・携帯電話モラル授業 【講師】 ポルトゥウィン株式会社 広田周平 氏 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 インターネット・携帯電話のモラル 【資料】 「気軽に使えるSNSキケンとつながるSNS」・士別！くらしねっと情報	1・2年生・ 教員	10月21日(金) 11時45分～12時35分 4時限目 体育館	(145名) 生徒125名・ 教員20名
中6	17	町立剣淵中学校 (安全・情報)	■インターネット・携帯電話モラル授業 【講師】 ポルトゥウィン株式会社 広田周平 氏 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 インターネット・携帯電話のモラル 【資料】 「気軽に使えるSNSキケンとつながるSNS」・士別！くらしねっと情報	全学年・ 教員	10月21日(金) 14時25分～15時15分 6時限目 体育館	(73名) 生徒56名・ 教員17名
小4	18	市立上士別小学校 (安全・情報) 教科:総合	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】 ガンホー株式会社 吉田哲 氏 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 インターネットの安全な使い方(ネットモラル・犯罪被害防止・ゲーム依存など) 【資料】 「スマホを使うときは、こんなことに注意しよう！」・士別！くらしねっと情報	小学3・4年生・ 教員・保護者	10月24日(月) 13時15分～14時00分 5時限目 3.4年生教室	(18名) 生徒10名・ 教員3名・ 保護者5名
小5	19	市立士別南小学校 (安全・情報) 教科:総合	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】 ガンホー株式会社 大熊達也 氏 【学習形態】 オンライン学習 【内容】 「ネットゲーム依存」による危険性、その予防方法など 【資料】 「スマホを使うときは、こんなことに注意しよう！」・士別！くらしねっと情報	小学6年生・ 教員	10月26日(水) 9時20分～10時05分 2時限目 6年生教室	(51名) 生徒48名・ 教員3名
小6	20	市立士別南小学校 (安全・情報) 教科:総合	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】 ガンホー株式会社 大熊達也 氏 【学習形態】 オンライン学習 【内容】 「ネットゲーム依存」による危険性、その予防方法など 【資料】 「スマホを使うときは、こんなことに注意しよう！」・士別！くらしねっと情報	小学5年生・ 教員	10月26日(水) 10時25分～11時10分 3時限目 5年生教室	(60名) 生徒56名・ 教員4名
小7	21	市立多寄小学校 (安全・情報)	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】 ポルトゥウィン株式会社 広田周平 氏 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 インターネットの安全な使い方(ネットモラル・犯罪被害防止・ゲーム依存など) 【資料】 「スマホを使うときは、こんなことに注意しよう！」・士別！くらしねっと情報	小学3～6年 生・ 教員	10月27日(木) 9時30分～10時15分 2時限目 体育館	(18名) 生徒13名・ 教員5名
高6	22～23	市立東高等学校 (安全・情報) 教科:LHR	■インターネット・携帯電話モラル授業 【講師】 ポルトゥウィン株式会社 広田周平 氏 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 インターネット携帯電話の知識。特にSNSの使い方(LINEのトラブル・Instagram等の使用に関する危険性) 【資料】 「気軽に使えるSNSキケンとつながるSNS」・士別！くらしねっと情報	全校生徒・ 教員	10月27日(木) 10時50分～12時40分 3・4時限目 体育館	(36名) 生徒25名・ 教員11名
小8	24	市立上士別小学校 (安全・情報) 教科:社会	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】 ポルトゥウィン株式会社 広田周平 氏 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 インターネットの安全な使い方(ネットモラル・犯罪被害防止・ゲーム依存など) 【資料】 「スマホを使うときは、こんなことに注意しよう！」・士別！くらしねっと情報	小学5・6年生・ 教員	10月27日(木) 14時10分～15時00分 6時限目 体育館	(16名) 生徒9名・ 教員2名・ 保護者5名

実施回数	実施授業数	事業名	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
中7	25	市立上土別中学校 (安全・情報) 教科:道徳	■インターネット・携帯電話モラル授業 【講師】 ポールトゥウィン株式会社 広田周平 氏 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 インターネット携帯電話の知識。特にSNSの使い方(LINEのトラブル・インスタグラム等の使用に関する危険性) 【資料】 「気軽に使えるSNSキケンとつながるSNS」・士別！くらしねっと情報	全校生徒・教員	10月27日(木) 11時45分～12時35分 4時限目 体育館	(25名) 生徒15名・ 教員10名
高7	26	剣淵高等学校 (安全・情報)	■インターネット・携帯電話モラル授業 【講師】 ポールトゥウィン株式会社 広田周平 氏 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 インターネット携帯電話の知識。特にSNSの使い方(LINEのトラブル・インスタグラム等の使用に関する危険性) 【資料】 「気軽に使えるSNSキケンとつながるSNS」・士別！くらしねっと情報	全校生徒・教員	10月28日(金) 8時50分～9時40分 1時限目 視聴覚室	(76名) 生徒58名・ 教員18名
小9	27	町立和寒小学校 (安全・情報) 教科:学活	■インターネット・携帯電話モラル授業 【講師】 ポールトゥウィン株式会社 広田周平 氏 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 インターネット携帯電話の知識。特にSNSの使い方(LINEのトラブル・インスタグラム等の使用に関する危険性) 【資料】 「スマホを使うときは、こんなことに注意しよう！」・士別！くらしねっと情報	小学6年生・教員	10月28日(金) 10時35分～11時20分 3時限目 6年生教室	(27名) 生徒25名・ 教員2名
中8	28	町立和寒中学校 (安全・情報)	■インターネット・携帯電話モラル授業 【講師】 ポールトゥウィン株式会社 広田周平 氏 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 インターネット携帯電話の知識。特にSNSの使い方(LINEのトラブル・インスタグラム等の使用に関する危険性) 【資料】 「気軽に使えるSNSキケンとつながるSNS」・士別！くらしねっと情報	全校生徒・教員	10月28日(金) 11時35分～12時25分 4時限目 体育館	(75名) 生徒72名・ 教員3名
小10	29	町立和寒小学校 (安全・情報) 教科:学活	■インターネット・携帯電話モラル授業 【講師】 ポールトゥウィン株式会社 広田周平 氏 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 インターネット携帯電話の知識。特にSNSの使い方(LINEのトラブル・インスタグラム等の使用に関する危険性) 【資料】 「スマホを使うときは、こんなことに注意しよう！」・士別！くらしねっと情報	小学5年生・教員	10月28日(金) 13時10分～13時55分 5時限目 5年生教室	(25名) 生徒23名・ 教員2名
小11	30	市立温根別小学校 (安全・情報) 教科:学活	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】 LINEオフィシャルインストラクター 柴田保文 氏 【学習形態】 オンライン学習 【内容】 モラル全般。他校との交わりも多くスマホでの関わり方と陥りやすいトラブルについて。 【資料】 「スマホを使うときは、こんなことに注意しよう！」・士別！くらしねっと情報	小学5・6年生・教員	11月8日(火) 11時25分～12時10分 4時限目 高学年教室	(4名) 生徒2名・ 教員2名
中9	31～32	町立幌加内中学校 (契約・取引) 教科:社会科・家庭科	■契約ってなんだろう 【講師】 消費生活相談員 野村裕子・佐々木晃彩子2名 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 「契約の基礎知識から学ぶ悪質商法」 ①契約の仕組み②契約の取り消し(未成年者契約・消費者契約法・クーリング・オフ) ③相談事例(キャッチセールス・アポイントメントセールス・ネット通販)④被害対策 【学習形態】 ロールプレイング学習 【内容】 悪質商法撃退①:ワンクリック請求詐欺・悪質商法撃退②:健康食品の定期購入トラブル ①スマートフォンによるワンクリック請求の事例を演じることで消費者被害を知る ②若者が一番利用するSNSからのトラブル(ダイエットサブリの定期購入)事例から学ぶ ③それぞれの問題点や対処法を事例研究で発表する 【資料】 パンフレット(狙われる若者、キャッシュレス時代)・クリアファイル・士別地区！くらしねっと情報 くらしのノート・トラブルにあっちゃう度チェック表	中学3年生・教員	11月22日(金) 13時15分～15時05分 5・6時限目 3年生教室	(11名) 生徒9名・ 教員2名

実施回数	実施授業数	事業名	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
小12	33	糸魚小学校 (安全・情報) 教科:総合	■インターネット・携帯電話安全教室 (北海道消費者協会主催) 【講師】 一般社団法人北海道消費者協会 教育・啓発グループ 大島隆義氏 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 モラル全般。インターネットの特徴、付き合い方、使いすぎについて、依存。 【資料】 「スマホを使うときは、こんなことに注意しよう!」・土別!くらしねっと情報	小学5・6年生・ 教員・保護者	12月9日(火) 13時10分～13時55分 5時限目	(26名) 生徒13名 教員3名・ 保護者10名
高8	34	土別翔雲高等学校 (契約・取引) 教科:総合的な探求 の時間	■契約の基礎から学ぶ悪質商法 【講師】 消費生活相談員 野村裕子・佐々木晃彩子2名 【学習形態】 パワーポイント/DVD学習 【内容】 「契約の仕組みと悪質商法」①若者のトラブル件数・商品役務ランキング②契約の仕組み ③契約の取り消し(未成年者契約・消費者契約法・クーリング・オフ) ④相談事例(キャッチセールス・アポイントメント・ネット通販)⑤被害対策 【学習形態】 ロールプレイング学習 【内容】 「悪質商法撃退:定期購入トラブル」 ①若者が一番利用するSNSからのトラブル(ダイエットサプリの定期購入)事例を寸劇から学ぶ ②問題点や対処法を事例研究で発表する 【資料】 リーフレット(キャッシュレス時代)・土別地区!くらしねっと情報 消費者庁LINE開設チラシ・くらしのノート印刷版配布用	高校3年生・ 教員	1月23日(月) 11時55分～12時45分 4時限目 体育館	(129名) 生徒125名・ 教員4名
小13	35～36	土別小学校 (安全・情報) 教科:総合的な学習 の時間	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】 ガンホー株式会社 大熊達也氏 【学習形態】 オンライン学習 【内容】 モラル全般。インターネットの特徴、付き合い方、使いすぎについて、依存。 【資料】 「スマホを使うときは、こんなことに注意しよう!」・土別!くらしねっと情報	小学5年生・ 教員・保護者	3月6日(月) 10時35分～11時20分 13時30分～14時15分 3・5時限目 体育館	(53名) 生徒50名 教員3名

■教員・保護者・その他学校関係機関を対象とした研修会

実施回数	事業名	事業の概要		実績	
		テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
P1	37～38 市民消費者教育支援プログラム (安全・情報・契約)	■契約の基礎から学ぶ悪質商法～ネットのトラブルについて～ 【講師】 消費生活相談員 野村裕子・佐々木晃彩子2名 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 「契約の基礎から学ぶ悪質商法」①高齢者のトラブル件数②契約の仕組み ③契約の取り消し(特定商取引法・消費者契約法・クーリング・オフ) ④相談事例(訪問販売・電話勧誘・ネット通販)⑤被害対策 【学習形態】 ロールプレイング学習 【内容】 「悪質商法撃退:定期購入トラブル」 ①高齢者がテレビショッピングを見てスマホから購入するトラブル(健康食品の定期購入)事例から学ぶ ②それぞれの問題点や対処法を事例研究で発表する 【資料】 リーフレット・クリアファイル・土別地区!くらしねっと情報・くらしのノート印刷版配布用	学び舎「つくも」	8月26日(金) 10時00分～11時30分 市民文化センター	40名
P2	39～40 老人クラブ消費者教育支援プログラム (安全・環境・契約取引)	■暮らしとゴミ～買い物から環境問題を学ぶ～ 【講師】 消費生活相談員 野村裕子・佐々木晃彩子2名・市環境センター職員1名 【学習形態】 ロールプレイング学習・分別ゲーム 【内容】 商品の購入段階において商品の環境に関する情報を認識し、環境への影響に配慮した商品を選択する。また、商品の使用・廃棄段階において、物を大切にするとともに、消費生活が環境に及ぼす影響を確認し、適切に対処することで持続可能な社会を目指し、消費生活に関わる環境保全の取り組みに協力する。 ①グリーンコンシューマー②土別市のゴミの流れ(家庭ごみ)③資源の再利用 ④3Rってなあに?環境について考えたマーク⑤DDGsに基づく分別の重要性 【資料】 模擬店舗・くらしのノート	天塩ひばり寿会	11月2日(水) 10時05分～12時00分 天塩会館	16名

実施回数		事業名	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
P3	41	PTA連合会研修会 士別小学校	■士別市PTA連合会研究大会 【講師】 一社北海道消費者協会 道高真理氏 【学習形態】 パワーポイント・オンライン学習 【内容】 インターネットのトラブルと依存！予防とその対策 【資料】 リーフレット・クリアファイル・士別地区！くらしねっと情報・くらしのノート印刷版配布用	PTA連合会	11月19日(土) 10時30分～11時30分 士別小学校スペース	49名 士別小学校教員・PTA14名、 他学校35名
P4	42～43	士別市消費者教育 支援セミナー	■士別市消費者教育支援セミナー 【講師】 朝倉一民氏 【学習形態】 パワーポイント学習 【内容】 GIGAスクール時代における消費者教育 【資料】 ・士別！くらしねっと情報・パワポ資料	教員・心の相談員・人権擁護委員・行政相談員・消費者行政担当者等	1月25日(水) 17時00分～18時30分 士別市役所2階 会議室201～203	(38名) 会場参加22名・ リモート参加16名
P5	44～45	老人クラブ消費者教育 支援プログラム (安全・環境・契約取引)	■暮らしとゴミ～買い物から環境問題を学ぶ～ 【講師】 消費生活相談員 野村裕子・佐々木晃彩子2名・市環境センター職員1名 【学習形態】 ロールプレイング学習・分別ゲーム 【内容】 商品の購入段階において商品の環境に関する情報を認識し、環境への影響に配慮した商品を選択する。また、商品の使用・廃棄段階において・物を大切にするとともに、消費生活が環境に及ぼす影響を確認し、適切に対処することで持続可能な社会を目指し、消費生活に関わる環境保全の取り組みに協力する。 ①グリーンコンシューマー②士別市のゴミの流れ(家庭ごみ)③資源の再利用 ④3Rってなあに？環境について考えたマーク⑤DDGsに基づく分別の重要性 【資料】 模擬店舗・くらしのノート	あさひクラブ	2月20日(月) 10時30分～12時00分 あさひサンライズホール	11名

■中・高校生・一般用副読本「くらしのノート」(改訂版)

事業の概要・テーマ・内容	対象者
■「くらしのノート」令和3年(2021年)4月発行(令和2年度改訂版)※赤字は改訂箇所 ①私たちはみんな消費者です。(消費者市民社会の形成)商品選びは「投票」のようなもの 消費者の権利と責任②契約とは(選択意思決定・契約の成立・送り付け商法ネガティブオプション)③契約を取り消したいときは(未成年者契約・成年年齢引下げ・消費者契約法・クーリング・オフ制度)④悪質商法の被害者にならないために 消費者問題と消センの役割(最新手口:キャッチセールス・アポイントメントセールス・マルチ商法・無料体験商法・賃貸アパート退去時のトラブル・デット商法・資格商法と応用を削除)⑤見えない相手にご用心(通信販売って何だろう?ルール・広告に関する主な規制・最新手口:知的財産権と著作権・ネット通販・オークション・定期購入・オンラインゲーム・ワンクリック詐欺・投資詐欺・アルバイト詐欺)⑥気をつけて! SNSのトラブル(個人情報流出・不正アクセス・悪口いじめなど・商品やサービスの勧誘)⑥お金について考えてみよう(人生設計・お金のトラブル・支払い方法とカードの種類)⑦ローン・クレジットの仕組みを理解しよう(利用の注意点)⑧利息の意味と計算方法(利息の意味と計算方法)・カード返済方法の違い・分割やリボ払いだと返済総額が多くなる⑨多重債務におちいらぬために・利息計算・クレジットカードの現金化・多重債務解決策⑩安全、安心な生活のために(製品事故とPL法・製品事故公表制度・未然に防ぐためのポイント・長期使用製品安全点検制度・長期使用製品安全表示制度・リコール情報サイトQRコード)⑪製品事故を防ぐマーク(事故を防ぐためのマーク・家庭用品品質表示法・洗濯表示)⑫食生活の安全(食品表示法・賞味期限と消費期限の違い・保健機能食品)⑬食品の表示(食物アレルギー)⑭食品添加物の表示と種類⑮遺伝子組み換え食品の表示⑯加工食品の栄養成分表示⑰輸入食品とは⑱商品を選ぶ目を育てよう⑲覚えておきたい食品の表示(JASマーク・健康関連のマーク)⑳健康な食生活を送るために(食事バランスガイド・栄養素の種類と特徴)㉑守ろう環境、生かそう資源(エシカル消費・どんな問題が起きるかな?・グリーンコンシューマー)㉒循環型社会を目指して(3R・関係した法律)㉓士別市のごみ処理(分別方法)㉔士別市のごみを減らす取り組み(リユース食器・マイバッグ運動とノーレジ袋運動・リサイクルよみがえる資源・小売店レジ袋有料化)㉕リサイクルに役立つマーク㉖持続可能な開発目標SDGs㉗士別地区広域消費生活センター相談機関の案内(電子フォームでの相談・QRコード)	小学生・中学生・高校生・保護者・教員・他関係機関
■配布計画(2,000冊) 1. 令和3年度 110冊配布済 ①学校校長・教頭24冊 ②消費者協会理事17冊 ③弁護士・司法書士・関係者等39冊 ④消費生活見守りサポーター養成講座修了者30冊 令和4年度 350冊配布済み ①学校校長・教頭・教育委員会 36冊 ②学校保管用及び教員 171冊 ③弁護士・関係者等 113冊 ④消費生活見守りサポーター養成講座修了者30冊 2. 令和5年度～令和9年度(5箇年) 1,340冊 ①学校校長・教頭 170冊(34冊×5箇年)②学校校保管用及び教員820冊③弁護士・司法書士・関係者等100冊(20冊×5箇年) ④消費生活見守りサポーター養成講座修了者150冊(30冊×5箇年) ⑤予備100冊 【広域3町への配布予定】200冊 1. 令和3年度 28冊配布済 ①学校校長・教頭16冊(2冊×8校) ②幌加内中学校12冊 2. 令和4年度 79冊配布済 ①学校校長・教頭・行政・教育委員会 24冊 ②学校保管用55冊(剣淵高校24冊・幌加内高校31冊) 3. 令和5年度 80冊配布予定	

士別地区広域消費生活センター(士別市役所くらし安全課 担当 佐々木・真田) 行き

FAX 0165-23-4790 E-mail kurashianzenka@city.shibetsu.lg.jp 申込年月日 年 月 日

年度 消費者教育支援プログラム申込書

区 分	内 容			
学 校 名			担当者名	
※ 実 施 希 望 日	【第1希望】	年 月 日 (曜日)		
	【第2希望】	年 月 日 (曜日)	※申込みされていない学校のみ記入	
※ 実 施 時 間	【第1希望】	: ~ : (時限目)		
	【第2希望】	: ~ : (時限目)		
(クラスごとを希望する場合)	【 クラス】	: ~ : (時限目)	名	
	【 クラス】	: ~ : (時限目)	名	
	【 クラス】	: ~ : (時限目)	名	
対 象 ・ 参 加 予 定 人 数	学 年 (生徒 名 教員 名 他 名)			
申 込 者 連 絡 先	〒			
	TEL	FAX	e-mail	
開 催 場 所	教室			
希 望 す る 消 費 者 教 育 テ ー マ		プログラ ムNo.	/	実施 教科
※ 具 体 的 な 内 容				
備 考	※必ず事前に、担当教科の先生と打合せをさせていただきますので、連絡がつく時間をお教え下さい。			

※ 学校等で、クラス毎に実施する形を希望される場合には、その旨わかるように、「講座時間」や「対象人数」をご記入ください。

※ 「士別市消費者教育支援プログラム」を利用した授業・講座等を開催されたことがありますか？(レ印をつけてください。)

昨年利用した。 昨年ではないが、以前利用したことがある はじめて利用する。

以下主催者記入欄

※上記の消費者教育について、実施を決定しましたので通知します。
後日、こちらで作成した指導案をもとに、担当教科の先生と授業内容の打ち合わせをさせていただきます。

年 月 日 士別地区広域消費生活センター